

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件)</p> <p>第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件は別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助事業の事業実施期間は、森の工場ごとに定める。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第8条 知事に提出する書類は、当該施行地を管轄する林業事務所の長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長)を経由して正副2部を提出しなければならない。</p> <p>第9条～11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年10月28日から施行する。ただし、施行日前に申請済みの令和6年度事業については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件)</p> <p>第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件は別表第1 1及び別表第1 2に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助事業の事業実施期間は、森の工場ごとに定める。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第8条 知事に提出する書類は、事業体の所在地を管轄する林業事務所の長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長)を経由して正副2部を提出しなければならない。</p> <p>第9条～11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前				
削除	別表第1-1 (第3条関係)				
	事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件
	森の工場活性化対策事業 (1) 間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に2を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	令和6年3月31日までに施業に関する契約が行われている事業であること。
(2) 作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	造林事業等の補助対象事業費(木材安定供給推進事業にあつては、査定事業費)の12パーセント以内。(造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする。)ただし、令和3年4月1日以降、新たに森の工場事業実施計画を策定した場合であつて、当該計画の既設路網密度が1ヘクタール当たり100メートルを超える場合は、査定事業費の6パーセント以内。 造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。		

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1					別表第1-2 (第3条関係)				
事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件	事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件
森の工場活性化対策事業					森の工場活性化対策事業				
(1)間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12歳級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円以内。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	市町村森林整備計画における特に効率的な施業が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。	(1)間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12歳級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円以内。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	令和6年4月1日以降は施業に関する契約が行われなくなり、 市町村森林整備計画における特に効率的な施業が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。
(2)作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	定額 ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業に当事業の補助金を加えた合計額が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 ア 幅員3.0メートル未満1メートル当たり200円以内 イ 幅員3.0メートル以上1メートル当たり600円以内		(2)作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	定額 ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業に当事業の補助金を加えた合計額が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 ア 幅員3.0メートル未満1メートル当たり200円以内 イ 幅員3.0メートル以上1メートル当たり600円以内	

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係） 添付書類等の内容			別表第3（第4条関係） 添付書類等の内容		
事業区分	添付書類等	添付書類等の内容	事業区分	添付書類等	添付書類等の内容
森の工場活性化対策事業		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる	森の工場活性化対策事業		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる
(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの	(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの ウ 契約日が確認できるもの
	○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図		○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図
(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書	(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書 ウ 契約日が確認できるもの
	○施工地位置図	延長、線形等の設置位置が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図		○施工地位置図	延長、線形等の設置位置が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図
※ 申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。			※ 1 申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。 ※ 2 施業について、契約によらず直営で行うものについては着手日が確認できるものを添付してください。		
別記様式～別紙1（略）			別記様式～別紙1（略）		

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後

別紙3
作業道整備事業 内訳表

森の工場名	路線名	構造規格 又は規模		事業量	補助単価	実行経費	事業費内訳			造林事業		木材安定 供給推進 事業	特に効率的な 施業が可能な 森林			
		W=	m				L=	m	円/m	森の工場 活性化対策事業	造林事業等			その他	申請半期	申請番号
計		0.0		0					0		0					

- (注) 1 幅員(W)は小数点1位止め、延長(L)は整数止めとしてください。
 2 実行経費が森の工場活性化対策事業費補助金と造林事業等の補助金の合計額を下回る場合は、事業費を補助の上限額としてください。
 3 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。
 4 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。
 5 事業実施箇所が特に効率的な施業が可能な森林の区域内の場合は、「特に効率的な施業が可能な森林」の欄に○を記入してください。
 6 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

改正前

別紙3
作業道整備事業 内訳表

森の工場名	路線名	構造規格 又は規模		事業量	補助単価	実行経費	補助対象 事業費 (査定事業費)	事業費内訳			造林事業		木材安定 供給推進 事業	特に効率的な 施業が可能な 森林	契約日			
		W=	m					L=	m	円/m	森の工場 活性化対策事業	造林事業等				その他	申請半期	申請番号
計		0.0		0			0			0		0						

- (注) 1 幅員(W)は小数点1位止め、延長(L)は整数止めとしてください。
 2 補助単価は、要綱別表第1-1による場合には、補助率(6%又は12%)を記入してください。
 3 実行経費が森の工場活性化対策事業費補助金と造林事業等の補助金の合計額を下回る場合は、事業費を補助の上限額としてください。
 4 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。
 5 補助対象事業費(査定事業費)は、要綱別表第1-1による場合に記入し、事業地の所在地を標榜する林業(優良)事務所と標榜して記入してください。
 6 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。
 7 事業実施箇所が特に効率的な施業が可能な森林の区域内の場合は、「特に効率的な施業が可能な森林」の欄に○を記入してください。
 8 契約日の欄には、施業について契約を行った日を記入してください。なお、直営で行ったものについては着手日を記入してください。
 9 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。